連帯 関西生コン弾圧事件ニュース　NO.19　2019年12月16日

＜本号３ページ＞

●本号の内容

１　加茂生コン不当労働行為事件で勝利命令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p1
２　「弾圧を許さない静岡の会」が結成総会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p2
３　長崎県平和運動センターが学習会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p3

【加茂生コン不当労働行為事件】

12/12 大阪府労委が組合勝利命令

「事業再開・承継の有無、組合員の取扱い等につき団交を行え」

12 月 12 日、大阪府労働委員会が、加茂生コン不当労働行為事件で会社の団交拒否など不当労働行為を認め、組合の勝利命令を下した。命令主文は以下の通り。

１　会社は、組合が平成３０年８月２４日付け書面により申し入れた団体交渉に応じなければならない。

２　会社は、組合に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

当社が行った下記の行為は、大阪府労働委員会において、労働組合法第７条に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

(1) 貴組合が送付した平成２９年１１月１８日付け書面及び同３０年６月４日付け書面を受領しなかったこと（３号該当）。／(2) 貴組合が平成３０年８月２４日付け書面により行った団体交渉申入れに対し、正当な理由なく、応じなかったこと（２号該当）。

３　組合のその他の申立てを棄却する。

●労働事件を警察がハイジャック

加茂生コン事件は、2017 年 10 月、常用的な日々雇用の生コン運転手が組合加入して会社（村田建材）に団体交渉を申し入れたところ、団体交渉を拒否すると同時に、村田建材は別会社（村田商事。経営者は同じで所在地も村田建材と同じ敷地内）に吸収合併されて廃業したと称して、組合員を事実上解雇したことが発端。組合排除を目的にした不当労働行為だとして組合が大阪府労委に申し立てて証人尋問も行われ、昨年６月には和解調査が予定されていた。ところが調査前日の６月 19 日、京都府警組織犯罪対策課が「正社員として雇用するよう不当に要求した疑い」（京都新聞）などとして組合役員と組合員を５人、さらに生コン業者団体の理事長ら２人を強要未遂と恐喝未遂容疑で逮捕した。労働事件に警察が（しかもマル暴対策チームが）殴り込みをかけて刑事事件にしたという、一連の「関西生コン事件」のなかでもひときわ異様な事件だ。今回の府労委命令で、この弾圧の不当性がまたひとつ証明されたことになる。　＜２ページにつづく＞

発行：全日建（全日本建設運輸連帯労働組合）　お問い合わせ０３－５８２０－０８６８

●大阪府労委命令の意義

府労委命令の意義は次の点にある。

第１に、会社は組合員は労働者ではなく「請負」だとして団交拒否の口実にしたのだが、大阪府労委命令は、組合員が日雇い手帳を取得させられて 2012 年以降就労していたことをはじめ、厚労省指針（「労働組合法上の労働者性の判断基準について」）にもとづいて、組合員は労働組合法上の労働者だと明快に認定したことである。

第２に、団交拒否を不当労働行為と認定し、村田建材が村田商事に吸収された経緯や事業承継の有無、そして組合員の取扱いについて団体交渉を行えと命じたことにある。府労委命令は、会社が団体交渉の内容証明郵便を受け取り拒否することによって団体交渉を拒否したこと、また、組合が不当労働行為事件の準備書面において廃業の経緯や組合員の雇用の取扱いについて申し入れた団体交渉に応じなかったことを、これまた明快に不当労働行為と認定している。そして、村田商事による吸収合併によって「不当労働行為の責任は（存続する村田商事に）引き継がれる」のだから団交応諾義務は存続会社の村田商事に引き継がれるとして､存続会社の村田商事に対し、組合が申し入れた次の事項について団交を行えと命じた。

(1) 村田建材を村田商事が吸収合併した経緯

(2) 事業再開もしくは承継の有無

(3) 組合員の今後の取扱い

●組合の申し入れ、監視、宣伝活動は正当

なお、府労委命令はふたつの点で不当労働行為を認定しなかった。

ひとつは「就労証明書」。組合加入前は会社の証明印を異議なく押印していた「就労証明書」について加入後は証明を拒否した点については、拒否の実際の理由は組合員であることなのに、廃業を口実にしただけとまではいえないとした。もうひとつはバックペイを認めなかったこと。村田建材の廃業で事実上解雇されたことで組合員に経済的不利益が生じたことや、廃業したと称する村田建材のプラントがいまだに解体されていないことは認めつつも、同社の経営状況や廃業の経緯は判然とせず、組合員だけを就労させなかったのではないのだから、組合員であるが故の不利益取扱いとはいえないとしてバックペイは認めなかった。

このように、組合嫌悪の廃業を偽装と認めず、就労証明書拒否の理由に廃業を挙げたことも口実に過ぎないと認めなかった点で府労委命令には問題があるが、組合員が労働者であること、会社の団交拒否などの不当労働行為を明確に認定し、かつ組合員が再三会社を訪問し、会社の監視や組合の宣伝活動を行ったことも、正当性を逸脱するものとは認められないとした点で意義を持つものである。

＊＊

静岡県で支援する会を結成

学者、弁護士らが共同代表に就任

12 月 14 日（土)、「関西生コン労組への弾圧を許さない静岡の会」の結成総会が静岡労働会館でひらかれ、およそ 100 人が参加。笹沼弘志・静岡大学教授（憲法学）の講演、勝島一博・平和フォーラム事務局長の報告につづいて、笹沼弘志教授のほか、増本雅敏（弁護士)、塩沢忠和（弁護士)、大橋昭夫（弁護士)、阿部浩基（弁護士)、小長谷保（弁護士)、萩原繁之（弁護士)、渡

邉敏明（静岡県平和・国民運動センター会長）、鈴木英夫（静岡県共闘代表幹事）、坂本直己（全日建静岡支部委員長）の各氏を共同代表に、また事務局長に鈴井孝雄・静岡県平和・国民運動センター事務局長を選出した。

＊＊

12/15 長崎県平和運動センターが学習会

12 月 15 日（日）、長崎県平和運動センターが「労働組合運動と人権を考える学習会」と題して関西生コン事件をテーマに学習会を開催した。参加者は約 60 人。

主催者の松田圭治議長は安倍内閣の政治の私物化と強権支配を批判しつつ、関西生コン事件はすべての労働組合の存立に関わる重大な問題。事実をよく知り、支援を広げていこうと訴えた。

つづいて勝島事務局長が政治情勢と憲法改悪阻止の闘いについて報告。全日建本部の小谷野、関西地区生コン支部の大原執行委員がそれぞれ報告。自らの逮捕、勾留体験を話しながら、必ず弾圧をはねかえすとの大原執行委員の決意表明に大きな共感の拍手がわいた。

【訂正】「関西生コン事件ニュース 18 号」１ページの写真説明の記述において、毛塚勝利（元中央大学教授）のお名前が抜けていました。お詫びして以下の通り訂正します。

（写真左から深谷信夫（茨城大学名誉教授）、山田順三（中央大学名誉教授）、毛塚勝利（元中央大学教授）、吉田美喜夫（立命館大学名誉教授）の各氏）